

幌延町地域公共交通活性化協議会設置要綱

(目的)

第1条 幌延町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）の規定に基づく地域公共交通に関する計画（以下「計画」という。）の策定に関する協議及び計画の実施に係る連絡調整を行うとともに、持続可能な地域公共交通網の形成に資する取組の推進及び道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づく地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 本町における地域公共交通の在り方に関する事項
- (2) 計画の策定及び変更の協議に関する事項
- (3) 計画の実施に係る連絡調整に関する事項
- (4) 計画に位置付けられた事業の実施に関する事。
- (5) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (6) 町運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (7) 前各号に掲げるもののほか、協議会が必要と定める事項

(組織)

第3条 協議会の委員は次に掲げる者により構成し、幌延町長が委嘱又は任命する。

- (1) 幌延町長が指名する職員
- (2) 国土交通省北海道運輸局旭川運輸支局長が指名する者
- (3) 北海道宗谷総合振興局長が指名する者
- (4) 公共交通事業者の代表者が指名する者
- (5) 道路管理者が指名する者
- (6) 北海道警察旭川方面天塩警察署の代表者が指名する者
- (7) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体等の代表
- (8) 住民又は利用者の代表
- (9) 町内において現に自家用有償運送を行っている団体等に所属する者のうちその代表が指名する者
- (10) 学識経験者
- (11) その他協議会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員のうち、行政機関等の職員については、その職にある期間とする。

(役員)

第5条 協議会に次に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名

2 会長は、幌延町副町長とし、協議会を代表し、会務を総括する。

3 副会長は、委員の中から会長が指名する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(協議会の運営)

第6条 協議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員は、都合により協議会を欠席する場合、その委員の権限を代理する者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

4 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決すると

ころによる。ただし、会長が適当と認めるときは、協議会を開催することなく、書面により議決を行うことができる。

5 協議会は、必要があると認める場合は、委員以外の者の出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

6 協議会は、原則として公開するものとする。ただし、会長が必要と認める場合は、非公開とすることができる。

7 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(協議結果の取扱い)

第7条 協議会において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(部会)

第8条 協議会は、第2条各号に掲げる事務について専門的な調査及び検討を行う必要があるときは、部会を置くことができる。

(事務局)

第9条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、幌延町役場内に置く。

3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬等)

第10条 委員の報酬及び費用弁償については、特別職の職員で非常勤の者の報酬等に関する条例(昭和45年6月29日条例第14号)の定めるところによる。ただし、行政機関の職員については支給しない。

(守秘義務)

第11条 委員その他会議に出席した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第12条 この訓令に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

#### 附 則

1 この訓令は、公布の日から施行する。

2 幌延町地域公共交通会議設置要綱(平成20年3月17日訓令第11号)は、廃止する。